別記3 生産事業モデル支援タイプ

I 共通事項

第1目的

地域農業者の減少や天候不順の多発等を克服しながら国産品への需要を満たす生産・供給 主体の確保が急務であるため、拠点となる事業者が連携する生産者の作業支援など様々な機 能を発揮しつつ、安定的な生産・供給を実現しようとする生産事業モデルの育成が必要であ る。

このため、「協働事業計画に係る承認規程」(令和2年1月21日付け元生産第1539号農林水産省生産局長通知。以下「承認規程」という。)に基づき承認された協働事業計画(計画に係る供給調整機能を有する施設における取扱数量、取扱金額又は対象生産面積のいずれかの10%以上拡大を到達目標に掲げた取組をいう。以下同じ。)に定める取組に対して支援する。

第2 取組の内容等

1 取組の内容

生産事業モデル支援タイプ(以下「本対策」という。)での取組の内容は、Ⅱの第1、Ⅲの第1に定めるところによるものとする。

2 対象品目

本対策の交付の対象となる対象品目は、野菜、果樹、花き、土地利用型作物及び畑作物・ 地域特産作物とする。

- 3 事業実施計画の基準、成果目標の基準及び目標年度
- (1) 事業実施計画の基準

事業実施計画は、事業を実施しようとする拠点事業者(承認規程第2に規定する拠点事業者をいう。以下同じ。)又はコンソーシアム(推進事業を複数の拠点事業者が実施する場合にあっては、供給調整機能を有する主たる拠点事業者が代表するものとする。)(以下生産事業モデル支援タイプにおいて「事業実施主体」という。)が協働事業計画に位置付けられた取組内容について作成することとし、次の項目を全て記載するものとする。

ア 協働事業計画の目標達成に向けて取り組む事業内容に関すること。

- イ 事業により期待される効果に関すること。
- ウ 事業実施の成果目標に関すること。
- (2) 成果目標の基準

成果目標の内容及び達成すべき基準は、Ⅱの第3、Ⅲの第4に定めるところによるものとする。

(3) 目標年度

目標年度は、協働事業計画終了後の翌々年度とする。

4 取組の実施期間

1年とする。

第3 事業実施等の手続

- 1 事業実施計画の作成及び提出
- (1) 事業実施主体は、別紙様式1号の2に定める事業実施計画を作成し、別紙様式2号の2により地方農政局長等(北海道にあっては北海道農政事務所長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長、その他の都府県にあっては当該都府県の区域を管轄する地方農政局長をいう。以下生産事業モデル支援タイプにおいて同じ。)に提出し、地方農政局長等と協

議を行うものとする。

ただし、別に定める公募要領により選出された交付金候補者については、事業実施計画の協議を行ったものとみなす。

(2) 事業の範囲が複数の地方農政局等(北海道農政事務所、内閣府沖縄総合事務局、地方農政局をいう。以下生産事業モデル支援タイプにおいて同じ。)の管轄する都道府県にわたる場合においては、事業実施主体は、その所在する又は主たる活動を行う都道府県を管轄する地方農政局長等に事業実施計画を提出するものとする。

なお、事業実施主体が、特認団体の場合には、事業実施計画と合わせて別紙様式3号の 2に定める特認団体協議書を提出し、地方農政局長等と協議を行うものとする。

- (3) 地方農政局長等は、事業実施計画の提出を受けた場合は、その内容を審査するとともに、協働事業計画に記載された取組内容との整合性を確認し、その内容が適切であると認められる場合には、これを承認し、申請者に通知するものとする。
- (4) 成果目標の達成に資する場合には、本対策の範囲内で、取組内容等を変更することができる。

ただし、成果目標の変更にあっては、重要な変更として、(1)に準じた手続を行うものとする。

(5) 事業の着手は、原則として、交付決定後に行うものとする。

ただし、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ない事情による場合においては、事業の内容が明確となり、かつ、交付金の交付が確実となったときに限り、事業実施主体は、別紙様式2号の3に定める交付決定前着手届を地方農政局長等に届け出ることで、交付決定前であっても事業に着手することができるものとする。

この場合においては、事業実施主体は、交付決定までのあらゆる損失等は自らの責任と することを了知の上で行うものとする。

2 事業実施状況の報告

- (1) 事業実施主体は、本対策の実施年度から目標年度の前年度までの間における成果目標の 達成状況について、毎年度、翌年度の6月末までに、別紙様式4号の2により地方農政局 長等へ報告するものとする。
- (2) 地方農政局長等は、(1) による報告を受けた場合には、その内容について点検し、成果目標の達成が困難と判断した場合等は、当該事業実施主体に対して改善計画を提出させる等、適切な改善措置を講ずるものとする。
- (3) 地方農政局長等は、事業実施主体に対し、(1)及び(2)に定める報告以外に、必要に応じ、報告や必要な資料の提出を求めることができるものとする。

3 取組の評価

- (1)事業実施主体は、事業実施計画等の目標年度の翌年度において、事業実施計画等に定められた目標年度の成果目標の達成状況について、自ら評価を行い、その結果を目標年度の翌年度の6月末までに、別紙様式4号の2により地方農政局長等に報告するものとする。なお、事業の範囲が複数の地方農政局等の管轄する都道府県にわたる場合においては、報告を受けた地方農政局長等は、関係地方農政局長等に対し、報告書の写しを送付するものとする。
- (2) 地方農政局長等は、(1) による報告を受けた場合には、遅滞なく関係部局で構成する 評価検討委員会等を開催し、成果目標の達成度等の評価を行い、その結果を公表するとと もに、事業実施計画に定めた成果目標が未達成であった場合は、当該事業実施主体に対し て、別紙様式6号の3に定める改善計画を提出させるなど、適切な措置を講ずるとともに、 当該評価結果及び指導内容を農産局長に報告するものとする。
- (3) 地方農政局長等は、以下に該当する場合であって、事業実施主体から成果目標の変更又

は評価終了の改善計画が提出され、評価検討委員会等に諮り、妥当と判断された場合には 成果目標を変更し、又は評価を終了することができることとする。

なお、成果目標の変更手続は、1の(4)の重要な変更に係る手続に準じて行うものと する。

- ア 自然災害等により取組が困難となるような事態が生じている場合
- イ 社会経済情勢の変化により成果目標の達成が困難となるような事態が生じている場合
- (4) 国は、本対策の効果的な実施に資するため、対策の実施効果その他必要な事項に関する調査を行うものとする。

第4 拠点事業者及び連携者の役割

- 1 事業実施主体となる拠点事業者は、協働事業計画に定めた取組内容の実践のために、本対策を実施することができるものとする。本対策の実施に当たっては、協働事業計画の目標達成につながるものとなるよう取り組むとともに、それぞれの事業ごとに生産性や収益性の向上等に資するよう留意するものとする。
- 2 事業実施主体となる拠点事業者等は、協働事業計画の実現に当たって、生産事業モデルに 向けた課題を整理し、これまで行ってきた取組の効果について十分に分析・検証を行い、新 たに講ずる取組がその解決に向けて効果的なものであることに加え、事業実施後においても その成果が活かされるものとなるよう留意するものとする。
- 3 事業実施主体となる拠点事業者は、本対策実施により、次の(1)から(3)までのいずれかについて具備・強化を図るものとする。
- (1)生産安定・効率化機能(農業者が減少傾向にある中で、安定的な取扱量を確保するための生産拠点地域・担い手不在地域への参入等を含む面積の拡大、農業用機械・施設の合理的配置・利用、農作業の分業・受託体制の構築、生産安定化・単収向上等のための技術の導入・定着、労働力の融通・省力化、農業生産を支援するサービスの活用等を行うことにより、連携者(拠点事業者が農業生産を行う場合にあっては、拠点事業者を含む。以下同じ。)の生産を安定化・効率化する機能をいう。以下同じ。)
- (2) 供給調整機能(気象的要因等による生産量や出荷時期の変動が大きくなる傾向にある中で、実需者に対する供給の安定性を向上させるための加工・貯蔵施設や生産量を予測・調整するためのシステムの運営等を行うことにより、その変動を吸収し、実需者への供給を調整する機能をいう。以下同じ。)
- (3) 実需者ニーズ対応機能(消費者のニーズが高度化する中で、実需者が求める農産物の安全・衛生、環境配慮、扱いやすい荷姿・配送頻度等のニーズを把握し、それらを踏まえて、連携者である生産者・産地全体での生産工程管理の実践の促進、加工適性、農産物の規格・容器・輸送システムの統一・簡素化等を行うことにより、実需者のニーズに的確に対応する機能をいう。以下同じ。)

第5 事業実施主体

- 1 推進事業及び整備事業の事業実施主体は、協働事業計画に位置付けられた拠点事業者であって、本要綱別表1のⅢの事業実施主体欄の(1)から(7)までに定める者又は拠点事業者が参画する本要綱別表1のⅢの事業実施主体欄の(8)のコンソーシアムとする。
- 2 本要綱別表1のⅢの事業実施主体の欄の(6)の「民間事業者」は、以下の(1)を必須とし、(2)又は(3)のいずれかの要件を満たす者とする。ただし、Ⅲの第1の2から5までを整備する事業実施主体においては、(2)を必須とする。
- (1) 拠点事業者となる場合にあっては、生産者・産地の支援、協力、指導及び育成の取組を 行う業務経験や知見を有していること。

- (2) 以下のア及びイを満たすこと。
 - ア 事業対象品目の農産物を生産者又は生産者団体(当該民間事業者(関係会社(自社に 出資し、又は自社から出資を受けている会社をいう。以下同じ。)を含む。)が自ら農 産物の生産を行っている場合、当該民間事業者以外の生産者又は生産者団体をいう。) から継続して購入していること、又は購入する見込みであること。
 - イ 複数の生産者又は1以上の生産者団体との間で、事業実施から3年以上の期間を契約 期間とする基本契約(事業対象品目の供給に係る書面による契約であって、対象となる 品目、供給期間及び供給数量について約束するものをいう。)を締結していること、又 はその見込みを有していること。
- (3) 事業対象品目を生産する生産者又は生産者団体の生産性向上や労働生産性向上等に資する技術を有し、生産者又は生産者団体の課題解決に協働で取り組むこと。
- 3 本要綱別表1のⅢの事業実施主体欄の(8)の「コンソーシアム」は、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。
 - (1) 都道府県、市町村、農業関係機関(農業協同組合、農業共済組合、土地改良区、農業委員会等)、民間事業者、生産者、実需者、農業生産技術・経営管理等に関する各種専門家等によりコンソーシアムが構成されていること。
 - (2)整備事業を実施する場合は、施設整備を行う者が、コンソーシアムの構成員のうち法人 格を有する者とされていること。
 - (3) 施設の利用料金を設定する場合は、原則として施設の管理運営に必要な経費の範囲内で設定することとしていること。
 - (4) 代表者、意思決定の方法、事務・会計の処理方法及びその責任者、財産管理の方法、公 印の管理・使用及びその責任者、内部監査の方法等を明確にしたコンソーシアムの運営等 に係る規約(以下「コンソーシアム規約」という。)が定められていること。
 - (5) コンソーシアム規約において、一の手続につき複数の者が関与するなど事務手続きに係る不正を未然に防止する仕組みが設けられており、かつ、その執行体制が整備されていること。
 - (6) 各年度ごとの事業計画、収支予算等を構成員が参加する総会等により承認することとしていること。

第6 指導推進等

国は、本対策の効果的かつ適正な推進のため、地方公共団体との密接な連携による推進指導体制の整備を図り、本対策の実施についての推進指導に当たるとともに、融資機関及び農業信用基金協会との連携により、本対策の円滑な実施を図るものとする。

第7 電子情報処理組織による申請等

- 1 事業実施主体は、交付等要綱第8第1項の規定による交付の申請、第16第1項の規定による状況報告、第17第1項の規定による概算払請求及び第18第1項の規定による実績報告(以下「交付申請等」という。)については、当該各規定の定めにかかわらず、農林水産省共通申請サービス(以下「eMAFF」という。)を使用する方法により行うことができる。ただし、eMAFFを使用する方法により交付申請等を行う場合において、本要綱に基づき当該交付申請等に添付すべきとされている書面について、当該書面等の一部又は全部を書面により提出することを妨げない。
- 2 事業実施主体は、前項の規定により交付申請等を行う場合は、本要綱の様式の定めにかか わらず、eMAFFにより提供する様式によるものとする。
- 3 地方農政局長等は、第1項の規定により交付申請等が行われた事業実施主体に対する通知、

承認、指示及び命令については、eMAFFを使用する方法によることができる。

4 事業実施主体が第2項の規定により交付申請等を行う場合は、eMAFFのサービス提供者が別に定めるeMAFFの利用に係る規約に従わなければならない。

第8 留意事項

- 1 本対策に係る交付金の交付を受けた事業実施主体が本要綱に定める要件を満たさないこと 等が交付金の交付後に判明した場合には、国は、当該事業実施主体に指示を行い、地方農政 局長等に当該交付金の全額又は一部を速やかに返納させなければならない。
- 2 事業実施主体は、継続的な効果の発現及び経営の安定を図る観点から、農業保険法(昭和2 2年法律第185号)に基づく農業共済及び収入保険への積極的な加入に努めるものとする。
- 3 モデル育成及びその全国的展開を図るためのデータ提供等への協力及び事業効果の検証に 協力するものとする。
- 4 配分対象となった事業実施計画の実施を取りやめた場合、次年度に同一の事業実施計画を提出することはできないものとする。
 - ただし、自然災害等やむを得ない事情があると地方農政局長等が認める場合は、この限りではない。
- 5 スマート農機(トラクター、コンバイン等)、ドローン(ほ場の情報を取得するIoT機器搭載機等)、農業ロボット(収穫ロボット等)、環境制御施設等を導入又はリース導入する場合、そのシステムサービスの提供者が「農業分野におけるAI・データに関する契約ガイドライン」(令和2年3月農林水産省策定)で対象として扱うデータ等を取得するのであれば、事業実施主体(事業実施主体以外の者に貸し付ける場合にあっては、当該貸付けの対象となる者)は、そのデータ等の保管について、本ガイドラインに準拠した契約を締結すること。

Ⅱ 推進事業

第1 取組の概要

- 1 生産安定・効率化機能の具備・強化
- (1) 労働力不足等に対応した労働力や農業用機械の調整体制の確立 農作業・出荷作業の代行、農業用機械の合理的配置・利用、労働力の融通、労力集中時期の労働力確保体制の確立に資する調査、就労者の研修・指導等の取組。
- (2) 生育予測システム等の導入 実需者等への安定的な供給体制の構築を図るため、気象データやほ場での生育

実需者等への安定的な供給体制の構築を図るため、気象データやは場での生育状況調査 等を活用した生育予測システム、出荷予測システムの導入等の取組。

(3) 種子・種苗等の供給体制の整備

実需者の求めに対応した品種の種子・種苗の導入を円滑に推進するための生産管理システムの導入、生産技術講習会等の取組。

(4) 新たな栽培技術等の導入・普及

低コスト・高品質化生産技術や農地・農作物等のデータの分析等の新たな栽培技術等の 導入・普及、収穫機等に適合した新たな栽培方式の導入、機械の改良等の取組。

(5) 担い手不在地域への参入・農地利用集積拡大体制の強化

人・農地プランの実質化(人・農地プランの具体的な進め方について(令和元年6月26日付け元経営第494号農林水産省経営局長通知)の2の(1)、同3、同4及び同5の(1)に規定する取組。以下同じ。)に伴い、集落内の話し合いの結果明らかになった課題への対応のための集落外部からの新たな担い手又は集落内の既存の担い手による農地等の追加的な引き受けに必要な取組。

- 2 供給調整機能の具備・強化
- (1) 貯蔵技術等を活用した安定出荷体制の確立

品質を維持したままでの実需者等への安定供給や出荷量の平準化等を図るための予冷・ 貯蔵庫の導入及び冷凍等保存性の高い形態への加工等安定出荷体制の確立に必要な取組。

(2) 集出荷調整機能の高度化

安定的かつ効率的な流通体制の構築を図るための広域単位でのストックポイント活用等 による集出荷調整機能の高度化に必要な取組。

- 3 実需者ニーズ対応機能の具備・強化
- (1) GAP・トレーサビリティ手法の導入

生産から流通までの安全・安心の確保のためのGAPやトレーサビリティの導入のための検討会、システム導入、マニュアルの作成等の取組。

(2) 新品種等現地適応性試験の実施

実需者が求める加工等適性が高い新品種、新技術等の導入の取組。

(3) 導入品種等の加工等適性試験

導入対象品種について、実需者等の要望する加工適性や消費段階での品質を評価するための検討会、加工適性試験等の取組。

(4) 品質管理、物流の効率化

実需者の求める規格・荷姿や配送頻度等に応えるため、品質管理・検査体制や共同集荷・配送システム、物流効率化に必要な資材等の導入等の取組。

(5) 高品質・低コスト流通システムの構築の取組

産地からの出荷形態、流通経路、現在の販売形態、収穫から消費に至る一貫した温湿度 管理等の全体を網羅した流通システムの導入。

(6)輸出対応型産地の育成

輸出先国・地域のニーズに合わせた新品種、栽培技術や品質保持技術等の導入、残留農

薬基準や検疫条件等の輸出先国・地域の規制に対応するために必要な技術の導入等の取組。

4 農業用機械等の導入及びリース導入

1から3までの取組を行うに当たり、安定的な生産・供給対応できる拠点事業者等の育成 又は連携する産地の体制強化に必要な農業用機械、農業用ハウス、CAコンテナ、機器等の リース等による導入。

5 効果増進・検証事業

1から3までの取組を行うに当たり、取組効果の増進・検証に必要な以下の取組。 なお、事業実施後には効果増進・検証シートを提出するものとする。

- (1) 計画策定及び効果検証の取組
- (2) 技術等の実証の取組
- 6 その他事業の目的を達成するために必要な取組であって、農産局長が認めるもの。

第2 交付対象経費

- 1 本対策の交付対象経費(第1の4及び5の取組を除く。)は、別表7に掲げるとおりとし、 本対策の対象として明確に区分でき、かつ、証拠書類によってその金額が確認できるものと する。また、その経理に当たっては、別表7の費目ごとに整理するとともに、ほかの事業等 の会計と区分して経理を行うこととする。
- 2 第1の5の取組における交付対象経費は、以下に掲げるものとする。
- (1) 計画の策定及び効果検証に要する経費 別表7に掲げるもののうち、次のアからオまでの経費を交付対象とする。
 - ア旅費

事業実施主体に属する職員、外部専門家に対する旅費

イ 謝金

講師に対する謝金等

ウ事業費

消耗品費、印刷製本費、会場借料等

工 役務費

分析・農作業の外部委託等を専ら行う経費

才 雑役務費

事業を実施するために必要な手数料

- (2) 技術実証に要する経費
 - ア 農業用機械等のレンタル及びリースに要する経費

生産安定・効率化機能の具備・強化等の技術実証の取組に必要な農業用機械等のレンタル及びリースに要する経費

イ 事業を実施するために必要なほ場の借り上げ経費

- 3 次の経費は、交付対象としない。
- (1) 経費の根拠が不明確で履行確認ができない取組に係る経費
- (2) 農業以外に使用可能な汎用性の高い機械等(例:運搬用トラック、フォークリフト、ショベルローダー、バックホー、パソコン等)の導入に要する経費
- (3) 他の国庫補助金を受けた(又は受ける予定の)経費
- (4) 毎年度必要となる資材の導入に係る経費

第3 成果目標

推進事業の成果目標は、事業実施計画に係る以下に掲げる成果目標からいずれか一つ設定 するものとする。

- (1) 販売額又は所得額の10%以上の増加
- (2) 契約栽培の割合を10%以上増加させ、かつ、契約栽培の割合全体を50%以上とすること
- (3) 需要減が見込まれる品目・品種からの需要が見込まれる品目・品種への転換率を80%以上とすること
- (4) 労働生産性の10%以上の向上
- (5) 生産から流通・消費段階に至るまでの廃棄ロス率の5%以上の削減

第4 採択基準

本要綱に照らして適正か否か及び効果的・効率的な事業実施が確保されるかについて審査を行い、別表8の「推進事業の配分基準について」より選定するものとする。

第5 交付対象基準

- 1 1協働事業計画当たりの単年度の交付金の要望額は、5千万円を上限とする。
- 2 第1の3の(6)に取り組む者にあっては、GFP(農林水産物・食品輸出プロジェクト) 会員であること。
- 3 第1の4に取り組む場合
- (1) 共通
 - ア 事業実施主体は、農業用機械等の購入先の選定に当たっては、当該農業用機械等の希望小売価格を確認するとともに、自ら、一般競争入札の実施又は農業資材比較サービス (AGMIRU「アグミル」) の活用等を通じて複数の業者から見積もりを提出させること等により、事業費の低減に向けた取組を行うものとする。
 - イ 交付の対象となる農業用機械等は、動産総合保険等の保険(盗難補償及び天災等に対する補償を必須とする。)に確実に加入するものとする。
 - ウ 事業実施主体が、国庫補助事業により農業用機械等の導入又はリース導入に対する支援を受けていた実績がある場合は、法定耐用年数の期間内における当該補助事業の成果 目標の達成状況等を十分に考慮するものとする。
 - エ 本体価格が50万円以上の農業用機械等(アタッチメントを含む。)であること。
 - オ原則、新品であること。

ただし、地方農政局長等が必要と認める場合は、中古農業用機械等(法定耐用年数(減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数をいう。以下同じ。)から経過期間を差し引いた残存年数(年単位とし、1年未満の端数は切り捨てる。)が2年以上の農業用機械等をいう。)も対象とすることができるものとする。

カ 作業安全対策の実施

事業実施主体は、農作業従事者の安全の確保を推進するため、作業安全対策に係る取組状況の自己点検に努めるものとする。

キ 農業用機械が取得する位置情報及び作業時間に関するデータ(以下「農機データ」という。)について、農業者等が当該データを当該農業用機械のメーカー以外のシステムでも利用できるようにするため、本対策を活用してトラクター、コンバイン又は田植機を導入又はリース導入する場合は、農機データを取得するシステムを備えた製品を製造していないメーカーのものを選定する必要がある場合を除き、Application Programming Interface (複数のアプリケーション等を接続(連携)するために必要な仕組み。以下「API」という。)を自社のwebサイトや農業データ連携基盤への表示等を通じて、データを連携できる環境を既に整備している、又は令和4年度末までに整備する見込みであるメーカーのものを選定すること。

(2) 農業用機械を導入する場合

- ア 交付対象は、経営面積又は作業受託面積の拡大に必要な農業用機械に限るものとする。
- イ 農業用機械の利用期間は、法定耐用年数以上とする。
- ウ 農業用機械の導入を行った場合は、本要綱第24に定める財産管理台帳の写しを、地方農 政局長等に対して提出するものとする。

地方農政局長等は、事業実施主体から提出のあった財産管理台帳の写しに基づき、財産 処分制限期間中の農業用機械の利用状況を確認するとともに、本対策の適正かつ確実な実 施の確保に努めるものとする。

- エ 事業実施主体以外の者に貸し付けることを目的として農業用機械を導入する場合については、次によるものとする。
 - a 貸付けの方法、貸付けの対象となる者等については、地方農政局長等と協議するもの とし、当該事項について変更する場合にあっても同様とする。
 - b 賃借料を徴収する場合は、原則として「(事業費-交付金)/当該農業用機械の耐用 年数+年間管理費」により算出される額以内であることとする。
- c 貸借契約は、書面をもって行うこととする。 なお、貸借契約に明記した事項が利用者又は自らと競争関係にある者に制約を加える ことのないように留意するものとする。

(3) 農業用機械等をリース導入する場合

ア 農業用機械等のリース期間は、協働事業計画の事業実施期間以上で法定耐用年数以内と する。

イ リースによる導入に対する交付額(以下「リース料交付額」という。)については、次 の算式によるものとする。

「リース料交付額」=「リース物件購入価格(税抜き)」×交付率(1/2以内)

ただし、当該リース物件のリース期間を当該リース物件の法定耐用年数未満とする場合 又はリース期間満了時に残存価格を設定する場合にあっては、そのリース料交付額につい ては、それぞれ次の算式によるものとする。さらに、当該リース物件に係るリース期間を 当該リース物件の法定耐用年数未満とし、かつ、リース期間満了時に残存価格を設定する 場合にあっては、そのリース料交付額については、それぞれ次の算式により算出した値の いずれか小さい方とする。

「リース料交付額」=「リース物件購入価格(税抜き)」× (「リース期間」 ÷ 「法定耐用年数」)×交付率(1/2以内)

「リース料交付額」= (「リース物件購入価格(税抜き)」 - 「残存価格」) × 交付率 (1/2以内)

4 第1の5に取り組む場合

農業用機械等の導入実証を行う場合は、農業者、農業者の組織する団体、機械メーカー及び流通事業者等複数の者で構成された検討会を開催し、本対策の取組目標及び目標達成に向けた構成員の役割を明確にするものとする。

- 5 生産資材・機器等の導入に取り組む場合
- (1) 交付対象は、生産事業モデルに対応できる拠点事業者の育成に必要な資材・機器等(パイプハウスのパイプ、生育予測システム等の導入効果が継続して見込まれるものに限る。) の購入に要する経費とする。
- (2) 生産資材・機器等の導入に当たっては、選定について公正に行うこととする(例えば、

特段の理由がないにもかかわらず、特定の資材のみを対象としないこと等)。

(3) 生産資材の導入支援を受けてパイプハウスの設置等を行う場合にあっては、天災等により被災した際に円滑な再取得等が可能となるよう国の共済制度(国の共済制度に加入できない場合にあっては、民間の建物共済や損害補償保険等(天災等に対する補償を必須とする。)) に確実に加入するものとする。

Ⅲ 整備事業

第1 交付対象とする取組の内容

協働事業計画の目標達成に必要となる次の施設等の整備。

- 1 育苗施設
- 2 乾燥調製施設
- 3 穀類乾燥調製貯蔵施設
- 4 農産物処理加工施設
- 5 集出荷貯蔵施設
- 6 産地管理施設
- 7 用土等供給施設
- 8 農作物被害防止施設
- 9 生產技術高度化施設
- 10 種子種苗生產関連施設

第2 対象地域

1 本対策の主たる受益地は、原則として、生産緑地とする。

ただし、第1の9の生産技術高度化施設のうち低コスト耐候性ハウス、高度環境制御栽培施設及び高度技術導入施設のうち施設園芸栽培技術高度化施設については、農用地区域及び生産緑地以外を主たる受益地とすることができる。

2 野菜、果樹、茶又は花きを対象とする整備事業を実施する場合にあっては、市街化区域(生産緑地を除く。)においても実施できるものとし、この場合の事業内容については、耐用年数が10年以内(ただし、本要綱別記1のII-1の第2の5の産地基幹施設等の基準に記載されているものを除く。)のものに限ることとする。

第3 上限事業費

整備事業の施設別の上限事業費は、本要綱別記1のⅡ-1の第2の4の(2)とし、その額を超える部分について、交付対象としないものとする。

第4 成果目標

整備事業の成果目標は、配分基準通知の別表1-1-①において定めるものとし、達成すべき成果目標基準を満たすことが見込まれる類別を2つまで設定すること。

なお、成果目標基準の設定に当たっては、以下のメニューとする。

- 1 土地利用型作物
- 2 畑作物・地域特産物
- 3 果樹
- 4 野菜
- 5 花き
- 6 国産原材料サプライチェーン構築
- 7 農産物輸出に向けた体制整備

第5 交付対象基準

- 1 1年度当たりの交付金の要望額は、20億円を上限とする。
- 2 整備事業で整備する施設については、別記10 II 10第205に定める各施設ごとの交付対象基準を満たすものとする。
- 3 事業実施主体が、自己資金若しくはほかの交付により事業を現に実施し、又はすでに終了

しているものは、本対策の交付の対象外とする。

4 交付対象事業費は、本対策の実施地域の実情に即した適正な現地実効価格により算定する ものとし、事業の規模については、それぞれの目的に合致するものでなければならないもの とする。

また、事業費の積算等については、「補助事業等の厳正かつ効率的な実施について」(平成19年9月21日19経第947号農林水産省大臣官房長通知)及び「過大積算等の不当事態の防止について」(昭和56年5月19日付け56経第897号農林水産大臣官房長通知)によるものとする。

- 5 施設の整備に当たっては、地方農政局長等は、一個人に受益がとどまるような事業計画が 策定されないよう、事業実施主体に対して周知徹底し、事業計画の審査等においても留意す るものとする。
- 6 地方農政局長等は、Iの第3の3による点検評価を実施した結果、目標年度の成果目標の 全部又は一部が達成されていない場合及び事業において導入した施設等が当初の事業実施計 画に従って適正かつ効率的に運用されていないと判断される場合(以下のア又はイに掲げる 場合等)にあっては、当該事業実施主体に対し、必要な改善措置を指導するものとする。

なお、改善措置については、別紙様式第6号の3に定める改善計画を作成させるとともに、 改善計画の達成が見込まれるまでの間、改善状況の報告をさせ、強力に指導するものとする。

- (1) 施設等の利用率、作付率及び稼働率のうちいずれかが70%未満の状況が3年間継続している場合
- (2) 処理加工施設において収支率が80%未満の状況が3年間継続している場合
- 7 事業で整備する施設は、原則として、新品、新築又は新設によるものとし、耐用年数がお おむね5年以上のものとする。

ただし、既存の施設及び資材の有効利用並びに事業費の低減等の観点から、当該対策実施 地区の実情に照らし適当な場合には、古品・古材若しくは間伐材の利用、増築・併設等、合 体施行又は直営施行を推進するものとする。

なお、原則として、この場合の古品及び古材については、新資材等と一体的な施工及び利用管理を行う上で不都合のない適正な耐用年数を有するものとする。

このほか、資材の選定に当たっては、「森林・林業基本計画」(令和3年6月15日閣議決定)の趣旨を踏まえた木材の利用を考慮の上、適切な選定を行うものとする。

- 8 施設の整備に対する交付については、既存施設の代替として、同種・同能力のものを再度 整備すること(いわゆる更新)は、交付の対象外とするものとする。
- 9 施設の附帯施設のみの整備は、交付の対象外とするものとする。
- 10 施設の整備に伴う用地の買収若しくは賃借に要する経費又は補償費は、本要綱に定めがないものについては、交付の対象外とするものとする。
- 11 事業実施主体以外の者に貸し付けることを目的として施設を整備する場合については、次によるものとする。
 - (1)貸付けの方法、貸付けの対象となる者等については、地方農政局長等と協議するものとし、当該事項について変更する場合にあっても同様とする。
 - (2) 事業実施主体は、原則として、地方公共団体、農業者の組織する団体(代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営について規約の定めがある団体等をいう。以下同じ。)、公社(地方公共団体が出資している法人をいう。以下同じ。)、農業者の組織する団体が株主となっている株式会社(当該団体及び地方公共団体が有する議決権の合計がその会社の総株主の議決権の過半数であるものに限る。)及び土地改良区に限るものとする。
 - (3) 当該施設の受益農業従事者数は、5名以上とする。
 - (4) 事業実施主体が賃貸料を徴収する場合は、原則として、「事業実施主体負担(事業費 交付金)/当該施設の耐用年数+年間管理費」により算出される額以内であることとする。

- (5) 貸借契約は、書面によって行うこととする。
 - なお、事業実施主体は、賃借契約に明記した事項が利用者又は自らと競争関係にある者 に制約を加えることのないよう留意するものとする。
- 12 対象作物が果樹の場合は、受益地区の対象品目の栽培面積に占める受益地区の対象品目の果樹収穫共済の加入面積及び農業経営収入保険の作付予定面積の総和の割合が、直近の当該都道府県の平均以上であり、又は当該都道府県の平均以上となることが確実と見込まれていなければならないものとする。
- 13 海外に向けた販路拡大に係る事業を実施する場合にあっては、事業実施主体等が行った、 販路拡大に係る情報収集、マーケティング調査、テスト輸出等の結果、海外に向けた販路拡大が確実と見込まれることを要するものとする。
- 14 乾燥調製施設、穀類乾燥調製貯蔵施設、農産物処理加工施設又は集出荷貯蔵施設を新設する場合は、既存施設の再編合理化を検討するものとする。
- 15 土地利用型作物を対象とした乾燥調製施設、穀類乾燥調製貯蔵施設、農産物処理加工施設 又は集出荷貯蔵施設を整備する場合は、地方農政局長等は、事業実施主体がその整備する施 設を適切に衛生管理できる者であることを確認するものとする。
- 16 本対策により施設を整備する場合にあっては、天災等により被災した際に円滑な施設の補 修及び再取得が可能となるよう、国の共済制度(国の共済制度に加入できない場合にあって は、民間の建物共済や損害補償保険等(天災等に対する補償を必須とする。))に確実に加 入するものとし、当該施設の処分制限期間において加入が継続されるものとする。
 - なお、事業実施主体は、事業実施状況報告書の提出に併せて、国の共済制度又は民間の保 険等への加入状況が分かる資料の写しを提出するものとする。
- 17 成果目標の達成に必要な改修等については、以下の条件を全て満たす場合に交付対象とすることができるものとする。
 - (1) 同種・同規模・同能力の施設の新設価格及び耐用年数を勘案し中古施設の改修等の方が 経済的に優れていること。
 - (2) 改修等を行う前の施設の法定耐用年数が10年以上、かつ、内部施設の法定耐用年数以上であること。
 - (3) 交付事業等により取得した財産の改修等を実施する場合は、あらかじめ「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準について」(平成20年5月23日付け20経第385号農林水産省大臣官房経理課長通知)により財産処分申請を行い、財産処分の承認を受けている、又は承認を受ける見込みであること。
 - (4) 新用途としての能力の発揮又は能力増強のための設備導入と一体的に整備する改修等であること。
- 18 生産技術高度化施設のうち省エネルギーモデル温室、低コスト耐候性ハウス及び高度環境制御栽培施設並びに高度技術導入施設のうち施設園芸栽培技術高度化施設を整備する場合、事業完了後6年以内に整備ほ場を畑地化(経営所得安定対策等実施要綱(平成23年4月1日付け22経営第7133号農林水産事務次官依命通知。)の別紙1に定める交付対象水田からの除外をいう。)することとする。
- 19 整備事業の交付対象経費や事務手続については、事務取扱を準用するものとする。

第6 留意事項

1 周辺環境への配慮

産地基幹施設(以下「施設」という。)の整備に当たっては、環境汚染、騒音等の公害・ 衛生問題等に留意するものとする。

2 園芸用使用済みプラスチック等の適正処理

園芸用使用済みプラスチック等の適正かつ円滑な処理を推進するため、事業実施主体は、事業実施地区等において、「産業廃棄物管理票制度の運用について」(平成23年3月17日付け環廃産発第110317001号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長通知)、「園芸用使用済プラスチック適正処理に関する指導について」(平成7年10月23日付け7食流第4208号農林水産省食品流通局長通知)等に基づき、組織的な回収・処理体制の整備がなされるよう努めるものとする。

3 セイヨウオオマルハナバチの飼養等施設の適切な管理

事業実施主体は、特定外来生物に指定されているセイョウオオマルハナバチの飼養等施設の適切な管理を徹底するため、生産技術高度化施設を整備し、セイョウオオマルハナバチを飼養する場合には「セイョウオオマルハナバチの飼養等施設の適切な管理の徹底について」(平成24年12月21日付け24生産第2455号生産局農産部園芸作物課長通知)等に基づき、野外への逃亡防止等に万全を期すものとする。

4 周辺景観との調和

施設を整備する場合は、事業費の低減を図ることを基本としつつ、立地場所の選定や当該施設のデザイン、塗装、事業名の表示等について、周辺景観との調和に十分配慮するものとする。

5 PFI法の活用

本対策により、地方公共団体が公益的施設を整備する場合は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。)の活用に努めるものとする。

6 管理運営

(1)管理運営

事業実施主体は、本対策により交付金を受けて整備した施設等を、常に良好な状態で管理し、必要に応じて修繕等を行い、その設置目的に即して最も効率的な運用を図ることで適正に管理運営するものとする。

(2) 管理委託

施設等の管理は、原則として、事業実施主体が行うものとする。

ただし、事業実施主体が施設等の管理運営を直接行い難い場合には、原則として、実施 地域に係る団体であって、地方農政局長等が適当と認める者に、整備目的が確保される場 合に限り、管理運営をさせることができるものとする。

(3) 指導監督

地方農政局長等は、本対策の適正な推進が図られるよう、事業実施主体の長(管理を委託している場合は管理主体の長。)に対し、適正な管理運営を指導するとともに、事業実施後の管理運営、利用状況及び事業効果の把握に努めるものとする。

また、関係書類の整備、施設等の管理、処分等において適切な措置を講ずるよう、十分に指導監督するものとする。

(4) 事業名等の表示

本対策により整備した施設等には、本対策名等を表示するものとする。

7 GAPへの対応

本対策において施設等を整備し、GAP認証を取得する場合にあっては、食品安全や環境保全、労働安全等といった持続可能性の確保の観点から、仕様や配置に十分に留意するものとする。

8 作業安全対策の実施

事業実施主体は、農作業従事者の安全の確保を推進するため、作業安全対策に係る取組状況の自己点検に努めるものとする。

9 先進技術を活用した省力化・低コスト化等に資する取組の推進

都道府県及び市町村は、「科学技術基本計画」(平成28年1月22日閣議決定)に基づき、 農林水産業における生産性革命を推進するため、先進技術を活用してイノベーションを創出 することにより、生産現場に実装可能な省力化・低コスト化等に資する取組の推進に努める ものとする。

別表7 推進事業の交付対象経費

かり 4 又 / 1日)	医甲未以及门外		
費目	細目	内容	注意点
備品費		・事業を実施するために直接必要	・取得価格 50 万円未満のものに限る
		な試験、検証、調査備品及び機械	ものとする。
		導入に係る経費	・耐用年数が経過するまでは、事業
		ただし、リース・レンタルを行う	実施主体による善良なる管理者の注
		ことが困難な場合に限る	意をもって当該備品を管理する体制
			が整っていること。
			・当該備品を別の者に使用させる場
			合は、使用・管理についての契約を
			交わすこと。
システム導		・本事業を実施するために直接必	・取得価格 50 万円以上のシステムに
入費		要なシステムの導入に係る経費	ついては、見積書(当該システムを
			取り扱うのが2社以下の場合を除
			き、原則3社以上から取得すること)
			やカタログ等を添付すること。
賃金等		・事業を実施するために直接必要	・賃金、報酬等については、「補助
		な業務を目的として、事業実施主	事業等の実施に要する人件費の算定
		体が雇用した者に対して支払う実	等の適正化について(平成22年9月
		働に応じた対価(日給又は時間給)	27日付け22経第960号農林水産省大
		及び通勤に要する交通費並びに雇	臣官房経理課長通知)」に定めると
		用に伴う社会保険料等の事業主負	ころにより取り扱うものとする。
		担経費	・賃金、報酬等の単価の設定根拠と
			なる資料を添付すること。
			・雇用通知書等により本事業にて雇
			用したことを明らかにすること。
			・実働に応じた対価以外の有給休暇
			や各種手当は認めない。
給与		・会計年度任用職員(フルタイム)	・「地方公務員法及び地方自治法の
		に対して地方公共団体が支払う給	一部を改正する法律 (平成 29 年 5 月
		与	17 日法律第 29 号。以下「改正法」と
			いう。)」による改正後の地方公務
			員法第22条の2第1項第2号に規定
			する会計年度任用職員を対象とす
			る。

	The second secon
	・給与については、「補助事業等の
	実施に要する人件費の算定等の適正
	化について(平成22年9月27日付
	け 22 経第 960 号農林水産省大臣官房
	経理課長通知)」に定めるところに
	より取り扱うものとする。
	・給与の単価の設定根拠となる資料
	を添付すること。
	・本事業に係る業務指示を受けた会
	計年度任用職員の氏名・所属等につ
	いて、各事業実施計画に明記するこ
	と。
	・実働に応じた対価以外の有給休暇
	や各種手当は認めない。
報酬	・会計年度任用職員 (パートタイ)・改正法による改正後の地方公務員
	ム) に対して地方公共団体が支払 法第22条の2第1項第1号に規定す
	う報酬 る会計年度任用職員を対象とする。
	・報酬については、「補助事業等の
	実施に要する人件費の算定等の適正
	化について (平成 22 年 9 月 27 日付
	け22経第960号農林水産省大臣官房
	経理課長通知)」に定めるところに
	より取り扱うものとする。
	・報酬の単価の設定根拠となる資料
	を添付すること。
	・本事業に係る業務指示を受けた会
	計年度任用職員の氏名・所属等につ
	いて、各事業実施計画に明記するこ
	٤.
	・実働に応じた対価以外の有給休暇
	や各種手当は認めない。
	VIJET JIGHUVANOV
職員手当等	・会計年度任用職員(フルタイム)・改正法による改正後の地方公務員
	に対して地方公共団体が支払う時 法第22条の2第1項第1号及び第2
	間外勤務手当、宿日直手当、休日号に規定する会計年度任用職員を対
	勤務手当、夜間勤務手当、通勤手」象とする。
	当、期末手当、特殊勤務手当、地・職員手当等の単価の設定根拠とな
	域手当、初任給調整手当、へき地る資料を添付すること。

事業費	会場借料		・本事業に係る業務指示を受けた会計年度任用職員の氏名・所属等について、各事業実施計画に明記すること。 ・実働に応じた対価以外の有給休暇 や各種手当は認めない。
	通信・運搬費		・切手は物品受払簿で管理すること。 ・電話等の通信費については、基本 料を除く。
	借上費	・事業を実施するために直接必要 な実験機器、事務機器、通信機器、 保冷設備、輸送機器、農業用機械 ・施設、ほ場等借り上げ経費	
	印刷製本費	・事業を実施するために直接必要 な資料等の印刷費の経費	
	資料購入費	・事業を実施するために直接必要 な図書、参考文献の経費	・新聞、定期刊行物等、広く一般に 定期購読されているものを除く。
	原材料費	・事業を実施するために直接必要 な試作品の開発や試験等に必要な 原材料の経費	
	消耗品費	○事業を実施するために直接必要な以下の経費・短期間(補助事業実施期間内)又は一度の使用によって消費されその効用を失う低廉な物品の経費・USBメモリ等の低廉な記憶媒体・実証試験、検証等に用いる低廉な器具等・本事業の実施のために設置した	

		コンソーシアム等の公印作成費	
旅費	委員旅費	・事業を実施するために直接必要	
		な会議の出席、技術指導等を行う	
		ための旅費として、依頼した専門	
		家に支払う経費	
	調査等旅費	・事業を実施するために直接必要	
		な事業実施主体等が行う資料収	
		集、各種調査・検証、会議、打合	
		せ、技術指導、研修会、成果発表	
		等の実施に必要な経費	
	弗田会燈	. 合計左座任田職昌 ()。 . 1 カノ	・北工社にトス北工後の地士八致昌
	費用弁償		・改正法による改正後の地方公務員
		る)に対して地方公共団体が文払 う通勤に係る費用	法第22条の2第1項第1号に規定する会計年度任用職員を対象とする。
		プ理制に係る賃用	・本事業に係る業務指示を受けた会
			計年度任用職員の氏名・所属等について、各事業実施計画に明記するこ
			と。 谷事未天旭司画に切記りること。
			- ・費用弁償の単価の設定根拠となる
			資料を添付すること。
			具件を称りすること。
謝金		・事業を実施するために直接必要	・謝金の単価の設定根拠となる資料
		な資料整理、補助、専門的知識の	を添付すること。
		提供、マニュアルの作成、原稿の	・事業実施主体の代表者及び事業実
		執筆、資料収集等について協力を	施主体に従事する者に対する謝金は
		得た人に対する謝礼に必要な経費	認めない。
委託費		・本事業の交付目的たる事業の一	・委託を行うに当たっては、第三者
		部(例えば、事業の成果の一部を	に委託することが、必要かつ合理的
		構成する調査の実施、取りまとめ	・効果的な業務に限り実施できるも
		等)をほかの者に委託するために	のとする。
		必要な経費	・補助金の額の 50%未満とすること。
			・事業そのもの又は事業の根幹を成
			す業務の委託は認めない。
			・民間企業内部で社内発注を行う場
			合は、利潤を除外した実費弁済の経
			費に限るものとする。

- (注1) 上記の経費であっても以下の場合にあっては、認めないものとする。
 - 1 本事業で得られた試作品や成果物を有償で配布した場合
 - 2 補助事業の有無にかかわらず事業実施主体で具備すべき備品・物品等の購入及びリース・レン タルの場合
- (注2) 交付対象経費は、事業の対象として明確に区分できるもので、かつ、証拠書類によって金額等が 確認できるもののみとする。

なお、その経理に当たっては、費目ごとに整理するとともにほかの事業者の会計と区分すること とする。

別表8 推進事業の配分基準について

成果目標等に関するポイントの内容

- ○目標値(以下の項目のうち、いずれか一つを選択すること)
- ・販売額又は所得額の10%以上の増加

20%以上・・・10 ポイント

18%以上・・・8ポイント

15%以上・・・6ポイント

13%以上・・・4ポイント

10%以上・・・2ポイント

・契約栽培の割合を10%以上増加させかつ契約栽培の割合全体を50%以上とすること

20%以上・・・10 ポイント

18%以上・・・8ポイント

15%以上・・・6ポイント

13%以上・・・4ポイント

10%以上・・・2ポイント

・需要減が見込まれる品目・品種からの需要が見込まれる品目・品種への転換率

100%以上・・・10 ポイント

95%以上・・・8ポイント

90%以上・・・6ポイント

85%以上・・・4ポイント

80%以上・・・2ポイント

・労働生産性の10%以上の向上

20%以上・・・10 ポイント

18%以上・・・8ポイント

15%以上・・・6ポイント

13%以上・・・4ポイント

10%以上・・・2ポイント

・生産から流通・消費段階に至るまでの廃棄ロス率を5%以上削減

15%以上・・・10 ポイント

13%以上・・・8ポイント

10%以上・・・6ポイント

8%以上・・・4ポイント

5%以上・・・2ポイント

強い農業づくり総合支援交付金 (生産事業モデル支援タイプ) 事業実施計画【推進事業】

(強い農業づくり総合支援交付金(生産事業モデル支援タイプ) 実施状況報告兼評価報告書)

事業実施年度:	年度
事業実施主体名:	
所 在 地:	

_1. 事業実施主体名及び対象品目						
事業実施主体名					対象	品目
2 事業実施主体の概要						
代表者	所属・役	设 職				
10次有	氏名					
	所属・役職					
担当者	氏名					
担当有	電話番号					
	E-mail					
※生産安定・効率化機能の具備・強化のう	ち輸出対応型産地の	育成(別記3の	II の	第1の3の(6)	の取組)を実	
松山東 安計面及得字	所属・役職					
輸出事業計画登録者						
(注)輸出事業計画に登録している者を記力	(°					
3. 事業実施主体の成果目標						
成果目標の具体的な内容	目標数値				実績	設定の考え方、検証の方法
	現状値(〇〇年)	目標値(〇〇年	F)	増減又は割合	〇〇年	100 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10

⁽注)別記3のⅡの第4の成果目標の欄から設定した目標を記載。

4. 総括表

4. MOJD3X		負担区分			
支援メニュー	総事業費	交付金	自己資金	その他	備考欄
(1) 生産安定・効率化機能の具備・強化					
ア 労働力不足等に対応した労働力や農業用機械の調整体制の確立					
イ 生育予測システム等の導入					
ウ 種子・種苗等の供給体制の整備					
エ 新たな栽培技術等の導入・普及					
オ 担い手不在地域への参入・農地利用集積拡大体制の強化					
(2)供給調整機能の具備・強化					
ア 貯蔵技術等を活用した安定出荷体制の確立					
イ 集出荷調整機能の高度化					
(3) 実需者ニーズ対応機能の具備・強化					
ア GAP・トレーサビリティ手法の導入					
イ 新品種等現地適応性試験の実施					
ウ 導入品種等の加工等適性試験					
エ 品質管理、物流の効率化					
オ 高品質・低コスト流通システムの導入					
カ 輸出対応型産地の育成					
(4)農業用機械等の導入及びリース導入					
(5)効果増進・検証事業					
ア 計画策定及び効果検証の取組					
イ 技術等の実証の取組					
(6) その他事業の目的を達成するために必要な取組					
合 計					

⁽注) 備考欄には、仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「減額した金額」を、同税額がない場合は 「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入すること。

5. 事業実施経費

5. 争耒夷肔酫賀			
事業内容	金額(円)	内訳	備考(経費の必要性と当該事業の関連性等)
(1) 生産安定・効率化機能の具備・強化			
ア 労働力不足等に対応した労働力や農業用機械の調整体制の確			
費目			
イ 生育予測システム等の導入			
費目			
ウ 種子・種苗等の供給体制の整備			
費目			
エ 新たな栽培技術等の導入・普及			
費目			
オ 担い手不在地域への参入・農地利用集積拡大体制の強化			
費目			
(2)供給調整機能の具備・強化			
ア 貯蔵技術等を活用した安定出荷体制の確立			
費目			
イ 集出荷調整機能の高度化			
費 目			
(3) 実需者ニーズ対応機能の具備・強化			
ア GAP・トレーサビリティ手法の導入			
費目			
- - - - - - - - - -			
費目			
ウ 導入品種等の加工等適性試験			
費目			
エ 品質管理、物流の効率化			
費目			
費目			
1 ^{見 日} カ 輸出対応型産地の育成			
費目			
(4) 辰未円機械寺の導入及びリース導入 費 目			
耳 日 (5)効果増進・検証事業			
(5) 効果増進・検証争果 ア 計画策定及び効果検証の取組			
青 目			
質 日 イ 技術等の実証の取組			
費 目 (c) スの(() 声歌の日かた まずけても はに ※声が取り			
(6) その他事業の目的を達成するために必要な取組			
費目			
合計 (注1) 「歴史」 捌にけ、単価 「 】 数年の担如(恣料夕笙)について		<u> </u>	

- (注1) 「備考」欄には、単価、人数等の根拠(資料名等)について具体的に記載すること。 (注2)「費目」欄には、別記3のⅡの別表7に掲げる費目を記入すること。 (注3)適宜、行を追加して記入すること。

別紙様式 1	一号の2	別添っ

- 1. 生産安定・効率化機能の具備・強化
- (1) 労働力不足等に対応した労働力や農業用機械の調整体制の確立
- ① 労働力調整体制の確立に必要な調査

実施時期	調査場所	調査対象	調査目的及び内容	備考

② 導入する機器等の内容

導入時期	対象品目	導入する機器等	導入の目的及び内容	価格	備考

③ その他必要な取組

実施時期	取組の目的及び内容	備考

(2) 生育予測システム等の導入

① 生育予測システム等の導入に必要な調査

実施時期	調査場所	調査対象	調査目的及び内容	備考

② 導入する機器等の内容

導入時期	対象品目	導入する機器等	導入の目的及び内容	価格	備考

③ その他必要	要な取	組									
実施時期						取	組内容			備考	
(3)種子・種苗 ① 供給体制の				İ							
						 備考					
2302 300											
② 導入する構											
導入時期	対	象品目	導	鼻入する機器等			導力	入の目的及び内容	価格		備考
③ 講習会等の	つ開催										
開催時期	胡		開催場	易所	参	加予定	予定者講習会等の内容				備考
④ その他必要	更な取	組									
9	医施時.	期					取	組内容			備考
ーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーー											
実施時期		調査場	所	調金	查対象			調査目的及び内	容		備考

② 導入する機	と器等の内容					
導入時期	対象品目	導入する機器等	導入の目的及び内容	価格	備考	
③ 新たな生産技術等の普及に必要な取組						

実施時期	実施場所	普及を行う技術等	対象者	普及の目的、方法	備考

④ その他必要な取組

実施時期	取組内容	備考

- (5) 担い手不在地域への参入・農地利用集積拡大体制の強化
- ① 担い手不在地域・農地等の参入に必要な調査

実施時期	調査場所	調査対象	調査目的及び内容	備考

② 導入する機器等の内容

導入時期	対象品目	導入する機器等	導入の目的及び内容	価格	備考

③ その他必要な取組

実施時期	取組内容	備考

人・農地プランや農地台帳等、担い手不在地域や拠点事業者等の農地の利用集積状況がわかるもの 添付書類

2	供給調	整機能の	目借	础化
~ .	一元 小口 小川		, 118	742 11 3

- (1) 貯蔵技術等を活用した安定出荷体制の確立

実施時期	調査場	所調査対象	調査目的及び内容	!	備考
<u></u> 導入する機	 器等の内容		I	L	
導入時期	対象品目	導入する機器等	導入の目的及び内容	価格	備考
その他必要	な取組				
実	施時期		取組内容		備考
)集出荷調整					
	機能の高度化 機能の高度化 <i>の</i>				
			調査目的及び内容	:	備考
集出荷調整	機能の高度化の		調査目的及び内容	!	備考
集出荷調整	機能の高度化の		調査目的及び内容	:	備考
集出荷調整 実施時期	機能の高度化の調査場		調査目的及び内容	!	備考
集出荷調整 実施時期	機能の高度化の		調査目的及び内容	: 価格	備考
集出荷調整 実施時期 導入する機	機能の高度化の 調査場 器等の内容	所調査対象			
集出荷調整 実施時期 導入する機	機能の高度化の 調査場 器等の内容	所調査対象			
集出荷調整 実施時期 導入する機	機能の高度化の 調査場 調査場 器等の内容 対象品目	所調査対象			

別紙様式	1 문	m 2	则沃	1
711 XII. TX T.		(1)	ли жь	4

- 3. 実需者ニーズ対応機能の具備・強化
- (1) GAP・トレーサビリティ手法の導入
- ① 講習会等の開催

開催	時期	開催場所	参加予定者	講習会等の内容	備考

② 導入する機器等の内容

導入時期	対象品目	導入する機器等	導入の目的及び内容	価格	備考

③ マニュアル等の作成

マニュアル等の名称	作成時期	作成部数	配布対象	内容	備考

④ その他必要な取組

実施時期	取組内容	備考

(2) 新品種等現地適応性試験の実施

① 実需者の要望等調査

実施時期	調査場所	調査対象	調査目的及び内容	備考

導入する機器	等の内容						
導入時期	対象品目	導入する機器	器等	導入(の目的及び内容	価格	備考
	Tr						
実施				取組			
JC#8-	3771			-12/12	. 70		MD -3
)導入品種等の	加工等適性詞	式験					
実需者等への	調査の実施						
実施時期	調査場	所 調査	於対象		調査目的及び内容	\$	備考
	_ _ 倹討会	I		_			
開催時期		開催場所	<u></u> 検討会 <i>σ</i>	D構成)内容	備考
導入する機器							
導入時期	対象品目	導入する機	器等	導入	の目的及び内容	価格	備考
○ その他必要な	To 公日		I			L	· ·
) その他必要な 実施E				田7 幺日			備考
	ग⊅ 1			4X和1	N1日)

(4) 品質管理、① 実需者が求	物流の効率化 める荷姿等に関	する	詞査				
実施時期	調査場	所	調査対象		調査目的及び内容		備考
② 導入する機	器等の内容						
導入時期	対象品目	淖	算入する機器等		導入の目的及び内容	価格	備考
③ その他必要	な取組						
実	施時期				取組内容		備考
(5) 高品質・低 ① 高品質・低			、の導入 、の導入に必要な訓	調査			
実施時期	調査場	所	調査対象		調査目的及び内容		備考
② 導入する機	器等の内容						
導入時期	対象品目	淖	算入する機器等		導入の目的及び内容	価格	備考
③ その他必要	な取組						
実	施時期				取組内容		備考

(6)	輸出	対応	型.	産地	の	育成
_						

(1)	想定する輸出先国	地域及び対象品目	

輸出先国・ 地域名		対象品目名	
--------------	--	-------	--

② 輸出拡大に当たっての課題

※①の輸出先への対象品目の輸出拡大を図るに当たって生じている課題のうち、本取組で対応する課題を記載する。

③ 課題解決に必要な取組

※課題解決のために本取組で取り組む技術実証等の内容(名称等)を、課題解決にあたり成果目標にどのように寄与するかを含めて記載する。なお、実証技術等の詳細な説明は資料の添付をもって代えることができる。

② 導入する機器等の内容

導入時期	対象品目	導入する機器等	導入の目的及び内容	価格	備考

⑤ スケジュール

実施時期	取組内容	備考

※検討会を含め、本取組で取り組む内容を時系列に記載する。

別紙様式1号の2別添5

4. 農業用機械等の導入及びリース導入

(1)	農	業	Ħ	1	继	械等	മ	道	λ	計	圃

(1) 股末/川	機種名		数量	台
対象機械	型式名			
	対象作物			
	利用面積			
	現有機 (有の場合:f 月・台勢	の有無 能力・取得年 数など)		
購入価格	(税抜き)	[1]		(円)
	うちオプ (税払	ション分 抜き)		(円)
購入価格	(税込み)	[2]		(円)
購入費交付	寸申請額	[3]		(円)
購入物件係	呆管場所			
備考				

注1: 「購入価格(税抜き)」欄には、下取り価格又は処分益(税抜き)を控除した価格を記入してください。

注2: 「購入費交付申請額」欄には、[1]×1/2以内の額を記入してください。

注3: 「備考」欄には、下取り価格又は処分益(税抜き)を記入してください。

注4: 別紙の調書に必要事項を記入の上、併せて提出してください。

注5: 添付書類は、以下のとおり。

- ① 複数の販売会社の見積書の写し等(全社分)
- ② 農業用機械の導入にあっては、費用対効果分析
- ③ その他地方農政局長等が必要と認める資料

(2) 資材の導入計画

取組内容	事業費					
具体的内容(資材の名称等を具体的内容を記載)	体的内容(資材の名称等を具体的内容を記載) 個数、面積又は員数 単価 等					
					-	
合計						

注: 添付書類は、以下のとおり。

- ① 複数の販売会社の見積書の写し等(全社分)
- ② その他地方農政局長が必要と認める資料

(3)農業用機械等のリース導入

①リース内容

品目名	機械・施設名	仕 様 製造会社名 型 式	台数•面積	機械・施設管理者	保管·設置場所	備考

注:対象農業用機械等が複数ある場合には、適宜、行を追加して機械・施設ごとに記入すること。

②導入する農業用機械等の規模決定根拠

農業用機械等 の名称	リース物件価格 (千円)	リースする農業用機械等の選定理由及び規模決定の根拠	備考

注1:「リース物件価格(千円)」の欄には、リースする農業用機械等の販売業者により設定されている小売希望価格(設定されていない場合は一般的な実勢価格 (税抜価格))を記入すること。

注2:「リースする農業用機械等の選定理由及び規模決定の根拠」の欄の「規模決定の根拠」では農業用機械等の能力を決定(導入する農業用機械等の能力、 台数、単価等)した計算過程をその根拠となる農業用機械等の能力等の具体的な数値を用いて記入すること。

③リース事業者及びリース料の選定方法の計画

選定を行う事業者(いずれかに〇)	指名業者選定の考え方	備 考
機械等納入事業者・ リース事業者		
入札方式 (いずれかに〇)		
一般競争入札 · 指名競争入札		

注:「指名業者選定の考え方」の欄は、一般競争入札以外の選定方法で業者を選定した場合、記入すること。

4機械等のリース料等

リース期間	開始月~終了月(※1)		年 月	~	年月	(月)	備考	
り一へ朔间	リース借受日から〇年間(※2)				•	(年)	1/18 45	
リース物件取得予定価格(消費税抜き)								
リース期間終了後の残存	至価格(消費税抜き)	2				(円)		
リース料交付申請額			(円)					
リース諸費用(消費税抜	リース諸費用(消費税抜き)			(円)				
消費税		5				(円)		
事業実施主体負担リース	⑤	(円)						
	は、下記の算式のいずれか小さい額 格 × リース期間 / 法定耐用年数 × 1/				を記入すること) 西格 - 残存価格);		内	

注1:※1及び※2については、いずれかを記入すること。 注2:リース事業者の見積書の写し、費用対効果分析、その他地方農政局長が必要と認める資料等を添付すること。 注3:複数の機械・施設をリース導入する場合、表を追加し、機械・施設ごとに記載すること。

3. その他事業の目的を達成するために必要な取組

実施時期	取組内容	備考

4. 「農業分野におけるAIデータ契約ガイドラインに関する契約ガイドライン」に則した契約

申請時	実施状況報告時

- 5. オープンAPIへの対応

トラクター、コンバイン又は田植機の導入又またはリース導入を希望する場合は、以下の「参考」を御確認の上、導入を希望する農機のメーカーの状況についてチェックを入れてください。

- ・導入を希望する農機のメーカーが、自社webサイトや農業データ連携基盤への表示等を通じて、データを連携できる環境を 一整備している(又は整備する見込みである)
 一整備していない
- (参考) APIを自社webサイトや農業データ連携基盤への表示等を通じて、データを連携できる環境を整備している、又は 整備する見込みである農機メーカー

(令和3年12月1日時点農林水産省調べ、五十音・アルファベット順で記載)

国内メーカー: 井関農機株式会社、株式会社クボタ、三菱マヒンドラ農機株式会社、ヤンマーアグリ株式会社

海外メーカー: AGCO Corporation(Fendt、MASSEY FERGUSON、Valtra) 、CLAAS KGaA mbH、

CNH industrial N.V (Case IH, New Holland, Steyr), Deere & Company (John Deere),

SDF group(SAME, DEUTZ-FAHR, Lamborghini)

※ データの連携により自身の営農作業を一元的に閲覧・分析することができ、より効率的・効果的な営農につなげることができます。「整備していない」を選択した場合であってもデータを連携できる環境を整備しているメーカーの農機への変更ができないかご検討ください。導入状況によってはメーカーの選択理由を尋ねる場合がございます。

別紙様式1号の2別添6

- 5. 効果増進・検証事業
- (1)計画策定等に要する経費

事業実施	目 的	実施時期	事業内容	員数	単価	総事業費				備考
主体名						(円)	国費	自己資金	その他	
合計										

(注) 備考欄には仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇〇円 うち国費〇〇〇円」を、同税額がない場合は「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入すること。

(2) 効果検証等に要する経費

事業実施	目的	実施時期	事業内容	員数	単価	総事業費				備考
主体名						(円)	国費	自己資金	その他	
合計										

(注)備考欄には仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇〇円 うち国費〇〇〇円」を、同税額がない場合は「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入すること。

(3)技術等の実証に要する経費

	事業実施			実証等	実証等の	事業内容	総事業費				備考
	主体名	作物名	の規模	の目的	実施場所	(実証リース機械(能力、台数)等)	(円)	国費	自己資金	その他	
計											
計											
合計											

(注) 備考欄には仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇〇円 うち国費〇〇〇円」を、同税額がない場合は「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入すること。

効果増進・検証シート

1. 総括表

事業実施主体名	対象品目	実施年度	取組の内容	備考

2. 各取組の内容等

(1)計画の策定の取組

実施時期	取組内容	取組の効果検証	今後の展開等	備考

(2)効果検証の取組

実施時期	取組内容	取組の効果検証	今後の展開等	備考

(3)技術実証の取組

実施時期	技術実証の内容	実証に用いた機器等	取組の効果 検証	今後の展開 等	備考

強い農業づくり総合支援交付金 (生産事業モデル支援タイプ) 事業実施計画書【整備事業】

(強い農業づくり総合支援交付金(生産事業モデル支援タイプ) 実施状況報告兼評価報告書)

	事業実施年度:	年度	
	事業実施主体名:		
_	所在地:		
	か 11 元 元.		

整備事業の明細票

1 事業の目的・効果等

ア 事業の目的

※目標達成のために問題・課題となっていることや、課題の解決に向けて必要となる方策等について具体的に記載。
※本事業をどのように活用し、どのような姿を目指すのかを具体的に記載。

イ 事業により期待される効果

※施設整備を行うことで得られる効果、目標達成にどのように資するか等具体的に記載。
※既存の施設がある場合は、既存の施設がありながら導入する理由を簡潔に記載。

2 対象作物の作付面積及び生産量

	現状(〇年)	隻)	目標(〇年)	隻)	
対象作物名	作付面積	生産量	作付面積	生産量	備考
	ha	kg	ha	kg	

3 事業実施主体の成果目標

成果目標の具体的な内容		目標数値	実績	設定の考え方、検証の方法		
成末日標の兵体的な内谷	現状値 (〇〇年)	目標値(〇〇年)	増減又は割合	〇〇年	設定の考えり、快証の方法	

4 事業実施予定場所等

施設名等	導入予定場所	面積	用地の取得状況	備考
	市			
	町 番地	m²		
	村			

5 施設利用計画等

ア 施設利用計画

	事業内容	現状		取組後					
施設名	対象作物名	(区分、構造、規格、能力	(〇年度)	事業実施年	(〇年度)	2 年目(〇年度)	3年目(〇年度)
	等)		処理量	処理量	利用率	処理量	利用率	処理量	利用率
			0 kg	0 kg	0 %	kg	%	kg	%

- (注1) 新設施設の場合、現状欄は「一」と記載。
- (注2) 乾燥調製施設の場合、処理量については規格外を除いた製品ベース(製品水分量)で記入すること。
- (注3) 既存施設と併せて使用する場合、取組後の処理量及び利用率(施設の処理量/目標年度の処理量)の欄には上段に導入する施設の数値を、下段に括弧書きで全体施設の数値を記入すること。

イ 施設収支計画

	現	状		取組後											
	(O#	拝度)		事業実施年 (〇年度)			2年目(〇年度)			3年目(〇年度)					
収入	費用	収支差	収支率	収入	費用	収支差	収支率	収入	費用	収支差	収支率	収入	費用	収支差	収支率
千円	千円	千円	%	千円	千円	千円	%	千円	千円	千円	%	千円	千円	千円	%

- (注1)新設施設の場合、現状欄は「一」と記載。
- (注2) 乾燥調製施設の場合、処理量については規格外を除いた製品ベース(製品水分量)で記入すること。

ウ 施設の貸付に関する計画(事業実施主体以外の者に貸付けることを目的として施設整備する場合のみ記入)

施設名	受益農家戸数	貸付対象	貸付期間	賃貸料設定の考え方	管理の役割分担
		(例)	(例)		(例)
		〇〇運営組合	年間通じて貸付		通常の保管場所
			水稲収穫期		整備点検の実施者

⁽注) 貸付対象者が法人又は任意集団の場合は、規約等を添付すること。

6 既存の関連施設の整備状況

対象作物名 施設名	規模・能力 (出荷量、処理量)		過去3カ年の実績						事業名	
		3年前(〇年度)		2年前(〇年度)		前年度(〇年度)		整備年	(補助事業を活用した	
			処理量	利用率	処理量	利用率	処理量	利用率		場合)
			kg	%	kg	%	kg	%		

- (注1) 既存施設と新設施設の関係について概念図を添付すること。
- (注2) 乾燥調製施設の場合、処理量については規格外を除いた製品ベース(製品水分量)で記入すること。
- (注3) 「利用率」の欄は、施設の規模・能力(処理量)に対する実績処理量の割合を記入すること。

7 事業費

施設名 事業内容		総事業費					完了(予定)	費用対効果分析結果	
	(工種、施設区分、構造、規格、能力等)	(円)	交付金	都道府県費	市町村費	その他	年月日	※計算方法も記載	備考

(注1)設計金額、設計書その他地方農政局長等が必要と認める書類を添付すること。

(注2)費用対効果分析に当たっては、費用対効果分析通知に定める方法で行うこと。

8 上限事業費(上限事業費が定められている施設を整備する場合のみ記入)

施設名	総事業費	うち上限事業費対象事業費 A	上限事業費対象外事業費 B	備考
他設名	A+B	(上限事業費)	(上限事業費対象外事業内訳)	1佣 考
	千円	千円	千円	
		上限事業費対象の単位当たり事業費		
		千円/ha,t,㎡等		
		(上限事業費)		
		千円/ha,t,㎡等		

(注1)施設名は、本要綱別記1のⅡ-1の5に定める施設とする。

(注2)上限事業費対象事業費Aの欄は、本要綱別記1のⅡ-1の4の(2)に定める上限事業費との比較ができる内容とし、「上限事業費対象の単位当たり事業費」は、当該施設の上限事業費に係る単位当たり事業費を記入する。

(注3)上限事業費対象事業費Aの欄の下段(上限事業費)は、導入する施設の本要綱別記1のII-1の4の(2)に定める上限事業費を記入する。

(注4)上限事業費対象事業費については、施設本体の建設及び設置に必要な経費のみを対象とし、選果機を導入する場合は、荷受、箱詰め、出荷に係る設備を含むものとする。

(注5)上限事業費対象外事業費Bの欄は、補助対象外事業費、消費税、設計費等とする。

(注6)上限事業費対象の単位当たり事業費が上限事業費を上回る場合は、その理由を備考欄に記載すること。

8 補助対象施設を担保に供し、金融機関から融資を受ける場合の内容

金融機関名	融資名	融資額	償還期間	その他

9 出荷量及び出荷額の見通し

	-FI 115			取組後		
対象作物名	現状	1年目 (〇年度)	2 年目 (〇年度)	3 年目 (〇年度)	4 年目 (〇年度)	5 年目 (〇年度)
	kg	kg	kg	kg	kg	kg
	うち輸出	うち輸出	うち輸出	うち輸出	うち輸出	うち輸出
	うち加工業務	うち加工業務	うち加工業務	うち加工業務	うち加工業務	うち加工業務
	Ħ	Ħ	H	H	H	Ħ
	うち輸出	うち輸出	うち輸出	うち輸出	うち輸出	うち輸出
	うち加工業務	うち加工業務	うち加工業務	うち加工業務	うち加工業務	うち加工業務

10 輸出の取組計画

目標年度における国別出荷量及び出荷額の見通し

対象作物名		輸出先国									
	00	00	00	00	00						
	kg	kg	kg	kg	kg						
	円	円	円	円	円						

〇添付書類

①概算設計書、見積書等、事業費の積算根拠となる資料、②費用対効果分析、③施設の規模算定根拠、④施設の能力、稼働期間等の詳細、⑤位置、配置図、平面図、⑥施設の管理運営規程

⑦収支計画、⑧再編利用計画書(既存施設の再編合理化の取組を行う場合)、⑨その他地方農政局等が必要と認める資料等

 番
 号

 年
 月

 日

○○地方農政局長 殿 【北海道にあっては、北海道農政事務所長 【沖縄県にあっては、内閣府沖縄総合事務局長

> 事業実施主体名 所 在 地 氏 名

〇〇年度強い農業づくり総合支援交付金(生産事業モデル支援タイプ) 事業実施主体計画の(変更)承認申請について

強い農業づくり総合支援交付金交付等要綱(令和4年4月1日付け3農産第2890号農林水産事務 次官依命通知)別記3の第3の1の(1)に基づき、関係書類を添えて協議する。

- (注) 1 関係書類として、別紙様式1号の2の事業実施計画を添付すること
 - 2 特認団体の協議にあっては別紙様式3号の2の特認団体協議書を添付すること
 - 3 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するにあたっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。
 - 4 添付書類のうち、事業実施主体のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトの URL を記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

 番
 号

 年
 月

 日

○○地方農政局長 殿 【北海道にあっては、北海道農政事務所長 【沖縄県にあっては、内閣府沖縄総合事務局長

> 事業実施主体名 所 在 地 氏 名

〇〇年度強い農業づくり総合支援交付金 (生産事業モデル支援タイプ) 交付決定前着手届について

強い農業づくり総合支援交付金交付等要綱(令和4年4月1日付け3農産第2890号農林水産事務 次官依命通知)別記3の第3の1の(5)に基づき、下記条件を了承の上、交付決定前に着手した いので届け出ます。

記

- 1 交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、 これらの損失は、事業実施主体が負担すること。
- 2 交付決定を受けた補助金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。

事業内容	事業費	着手予定年月日	完了予定年月日	理由

特認団体協議書

事業実施主体の特認関係

事業実施主体名 (特認団体名)	代表者氏名	所在地 	取組名
特認とする理由			

- (注) 1 事業実施主体の定款、規約等を添付すること
 - 2 事業実施主体の事業実施計画書を添付すること
 - 3 必要に応じて地方農政局等が指示した書類等を添付すること
 - 4 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するにあたっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。
 - 5 添付書類のうち、事業実施主体のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトの URL を記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

別紙様式4号の2 (別記3の第3の2の(1)及び3の(1)関係)

 番
 号

 年
 月

 日

○○地方農政局長 殿

(北海道にあっては、北海道農政事務所長 沖縄県にあっては、内閣府沖縄総合事務局長

> 事業実施主体名 所 在 地 氏 名

強い農業づくり総合支援交付金(生産事業モデル支援タイプ)の事業実施状況報告(評価報告)(〇〇年度)

強い農業づくり総合支援交付金交付等要綱(令和4年4月1日付け3農産第2890号農林水産事務 次官依命通知)別記3の第3の〇の(〇)_(注3)の規定に基づき、別添のとおり報告する。

- (注) 1 関係書類として、別紙様式1号の2を添付すること
 - 2 別記3の第3の2の(2)及び3の(2)による改善措置を講じた場合は、改善措置内容についても、あわせて報告すること
 - 3 事業実施状況報告の場合は、別記3の第3の2の(1)、評価報告の場合は、別記3の第3の3の(1)を記載すること。

別紙様式6号の3 (別記3の第3の3関係)

○○地方農政局長等 殿

事業実施主体名 所在地 代表者氏名

強い農業づくり総合支援交付金(生産事業モデル支援タイプ)の事業実施 に関する改善計画について

○○年度において実施した強い農業づくり総合支援交付金について、当初事業実施計画の成果目標の達成等が図られるよう、下記の改善計画を実施することとするので、報告します。

【記入要領】

目標年度の成果目標の全部又は一部が達成されていない場合は、下記の1、2に記入し、施設等が当初の事業実施計画に従って適正かつ効率的に運用されていない場合は、下記の1、3、4、5に記入すること。

記

1. 事業の導入及び取組の経過

2. 当初事業実施計画の成果目標が未達成となった理由及び達成に向けた取組

成果目標	目標年度における成果目標の達成率及び 未達成となった理由等		目標達成に向けた 取組
	達成率	未達成となった理由等	48/111

3. 施設等の利用の実績及び改善計画

(改善計画は、3カ年の計画とし、下記の様式により作成すること。なお、交付 等要綱別記3の第3の2の(1)に定める事業実施状況報告書の写しを添付す

4. 改善方策

(交付等要綱別記3の第3の2の(1) に定める事業実施状況報告書の事業効果及び改善方策の欄を参照し、問題点の解決のために必要な方策を、事業内容の見直しを含め具体的に記述すること。)

5. 改善計画を実施するための推進体制

		事業実施後の状況				改善計画				
整備事業	指標	目標	計画策定時	1年目	2年目	3年目	改善計 画策定	1年目	2年目	改善目標
		(年)	(年)	(年)	(年)	(年)	(年)	(年)	(年)	(年)
施設整備	利用量(t、kg等)									
	利用率 (%)									
	収支差 (千円)									
	収支率(%)									
	累積赤字 (千円)						·			

- (注) 1 作付率、利用率は当該年度の数字を目標年度の数字で除して求める。
 - 2 収支率は、収入/支出×100とする。
 - 3 目標年が4年以上の取組等、必要に応じて、適宜欄を追加して記入すること。